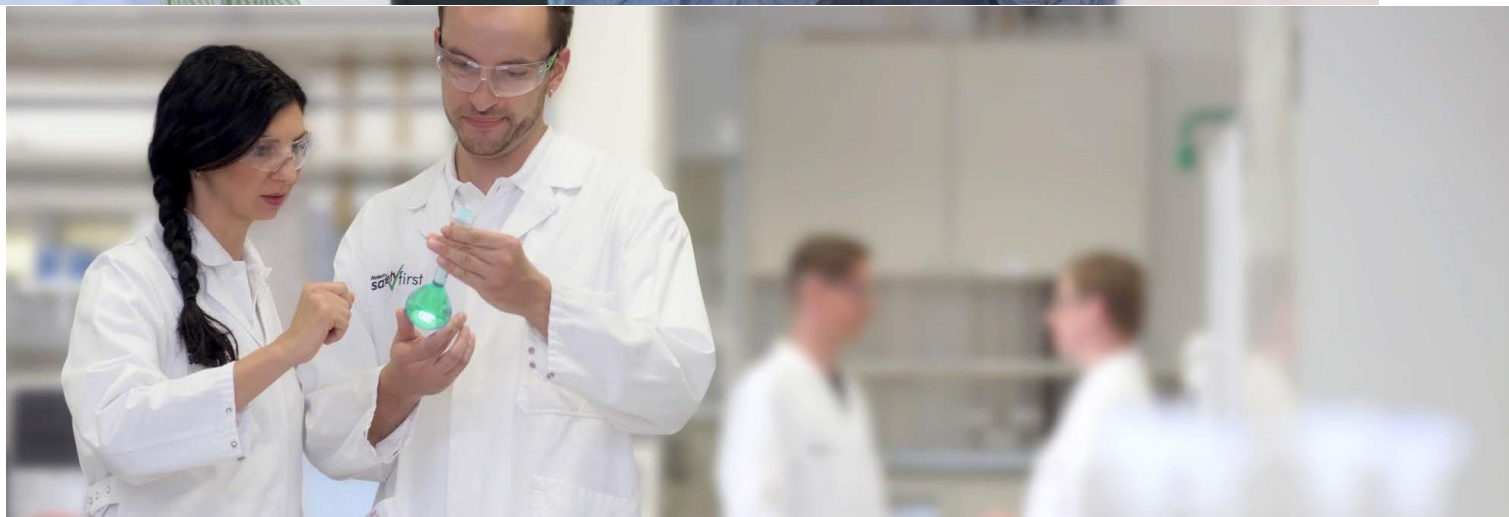




ATOTECH

サプライヤー 行動規範



人権

このサプライヤー行動規範は、アトテックが調達先及び取引先の皆様にとどのような行動を期待するかを明確にするための文書です。サプライヤーの皆様は、誠実性、責任ある調達及びサプライチェーンマネジメントに対するアトテックのアプローチ姿勢を理解し、それに相応しい行動を取ることが期待されています。アトテックは、サプライヤーの皆様は、所属するサプライチェーンの各構成企業に対して当社と同様の期待を表明し、その実践を求めるよう要請します。

アトテックは、サプライチェーン全体を通して、当社の基準を満たし、当社の価値に相応しい行動を行い、当社の価値を積極的に反映できるサプライヤーと取引を行いたいと考えています。アトテックは、それらの価値に基づき、当社の行動規範とその他諸規程を遵守できるサプライヤーを慎重に選別いたします。

人権

アトテックは、社員を敬意をもって誠実に処遇し、以下の諸原則を
実践します。

児童労働

当社は、当社が事業を行う各法域内の準拠法令を遵守し、また、国際労働機関の基準に従い、15歳未満の児童の雇用を行いません。

従って、アトテックは、サプライヤーの皆様にも、以下に該当する者を雇用しないよう要請いたします。

- a) 15歳未満（ILO 第138号条約第4条及び第5条に従い国内法によって認められた場合は14歳未満）の児童
- b) 国内法令が定めた雇用最低年齢又は国内の義務教育修了年齢のいずれか高い方の年齢に満たない児童
- c) 業務の性質上、若しくは業務が行われる環境に照らして、業務を行う者の健康又は安全が損なわれる恐れのある業務の場合、18歳未満の者

奴隷労働／人身売買

アトテックは、強制労働、奴隷労働、人身売買等を一切許容しません。

サプライヤーの皆様が雇用又は起用する者は、自ら進んで雇用又は起用に応じた者でなければなりません。強制労働、奴隷労働、囚人労働は、種別を問わずすべて禁止されます。また、社員は、いかなる形であろうと、個人としての移動の自由を制限されないものとします。例外は、指定立入禁止区域（安全上の理由、秘密保持の理由等）のみになります。

賃金及び労働時間

サプライヤーの皆様は、雇用者及び起用者に対して、報酬の構成に関する詳しい情報を明瞭に分かり易く告知する必要があります。

サプライヤーの従業員の労働時間は、適用される国内法とILOの基準によって定められた上限時間の範囲内であればなりません。従業員に対する報酬は、定期的に、遅滞なく、準拠法令及び適用される国内賃金法令の規定に沿って支払われるものとします。支払通貨は法定通貨でなければなりません。報酬及びその他給付は、従業員とその家族に適切な生活水準を約束できるレベルとする必要があります。自国法令に別段の規定がない限り、懲戒手段としての基本給の減額は認められません（ただし、これは、契約又は法の定めに基づく損害賠償の権利の付与を妨げるものではありません。）。サプライヤーは、上記減額を行う場合には、個々の支払いの実行時に、かかる減額が行われる旨を従業員に告知する必要があります。

サプライヤーは、自社の従業員に公正で競争力のある報酬及び給付を提供すると同時に、同一価値の業務に対して同一の賃金を支払うことが求められます。また、サプライヤーは、従業員に対して十分な訓練と教育の場を提供することが望まれます。

多様性

アトテックは、多様性を重視します。当社でいう多様性の定義には、男女平等のほかに、年齢、民族的背景、性的嗜好、宗教及び身体障害が含まれます。当社は、社員間の個人差を積極的に受け入れ、正當に評価し、前向きに活用することを心掛けています。

安全衛生

社員の健康と安全は、アトテックの最優先事項です。当社は、業務上の傷病は常に予防可能であると考えています。アトテックは社員の健康や福祉を損なうような行為は一切いたしません。当社は、全事業所を通じて、安全に関する法令、規則及び諸規程を遵守します。安全の確保は、社員全員の責任です。アトテックが安全を第一に考えるということは、私たち一人一人が職場の安全リスクに気を配る必要があることを意味します。

同時に、管理者にとっては、自らが範となって業務を安全に実施するためのサポートを提供する責任を負うことを意味します。サプライヤーの皆様には、以下の諸事項の遵守をお願いいたします。

- a) 管理下にある職場、機械、装置及びプロセスが安全で、健康上のリスクがないこと。
- b) 管理下にある化学物質、物理的物質及び生物系物質が安全で、健康上のリスクがないこと。
- c) 必要に応じ、合理的に可能な範囲で事故のリスク又は健康に悪影響を及ぼすリスクを防止するための防護機能を備えた衣類や装置が十分に備えられていること。

業務上の健康と安全に関する対策は、勤務中に又は会社の施設を使用したことによって発生する事故及び傷害を防止することを目的とします。これらの安全上の対策については、対策の内容を従業員及び作業員に周知した上で、各従業員及び作業員にそれらの対策の効果的な実施方法に関して十分な研修を受ける機会を与えることが肝要です。

緊急時の対応

アトテックは、サプライヤーの皆様には、緊急事態の潜在性を検討して潜在する緊急事態を具体的に把握いただくことを期待します。その上で、下記諸事項を含む緊急時計画と緊急時対応手順を実施することにより、それらの緊急事態が及ぼす影響を最小限に止めていただきたいと思います。

- a) 緊急通報
- b) 従業員への周知と避難の手順
- c) 作業員の研修及び訓練
- d) 適切な火災検知機器と消火機器
- e) 十分な出口設備

業務上の傷病の防止

アトテックは、サプライヤーの皆様には、業務上の傷病の防止、管理、追跡及び報告を実行するための手順とシステムを整備いただくことを期待します。これらのシステムは、作業員に事故の報告を促し、個々の症例を分類し、記録し、必要な治療を提供し、症例の調査を実施する上で有効です。それらの情報を活用すれば、是正措置を実施することによって疾病の発生原因を取り除くことができます。

身体的に過酷な業務

アトテックは、サプライヤーの皆様には、皆様の作業員が手作業による資材の取り扱い、重量物又は反復性の持ち上げ作業、長時間にわたる立位、繰り返しの多い又は力の要る組立作業等の身体的に過酷な業務の危険に曝されるケースについて、現状の把握、評価及び管理を実施いただくことを期待します。

産業衛生

アトテックは、サプライヤーの皆様には、皆様の作業員が化学薬品、生物系薬品又は物理系薬品に曝されるケースについて、現状の把握、評価及び管理を実施いただくことを期待します。技術管理や業務管理で過剰暴露を制御できない場合には、適切な個人用防護具を使用して作業員を防護する必要があります。

環境

サプライヤーは、全社を通じて効率の向上に努め、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量、水の使用量、廃棄物等の排出物を削減するための対策を講じる必要があります。

責任あるサプライヤーは、資源を保全し、コミュニティとコミュニティを取り巻く環境を保護する必要性に目を向ける必要があります。アトテックは、サプライヤーの皆様に、環境に配慮した技術の開発と利用及び再生可能エネルギー源の活用拡大を推奨します。

サプライヤーの皆様には、環境面に関して以下を含む各種対策の実施をお願いいたします。

a) 有害化学物質

アトテックは、サプライヤーの皆様は、環境に危害を及ぼす化学物質等の有害物質の取り扱い、移動、保管、リサイクル、再利用及び処分を安全に行うため、それらの有害物質の特定及び監視を実施いただくことを期待します。

b) 廃水及び固形廃棄物

アトテックは、サプライヤーの皆様は、廃棄物、排気ガス及び廃水排出の取り扱い、保管、輸送、処分、リサイクル、再利用及び管理を規則に準拠して安全に実施いただくことを期待します。人体又は環境衛生に悪影響を与える可能性のある活動については、管理、測定及び制御を適切に実施する必要があります。有害物質の放出は最小限に止めなければなりません。活性成分には特に留意が必要です。サプライヤーには、有害物質の漏出事故や一時放出を防止又は軽減する義務があります。

c) 排気ガス

サプライヤーの皆様はエアロゾル、揮発性有機化学物質、腐食剤、オゾン層破壊化学物質、燃焼副産物、作業から生じる粉じんなどの放出／処分を行う場合は、事前に必要な制御／処理作業を行うことができるように、各物質の排出ガスの特徴付け、監視及び管理を実施いただくようお願いします。

d) 廃棄の最小化、リサイクルの最大化

アトテックは、サプライヤーの皆様は、各種廃棄物の削減又は除去を進めていただくと同時に、各リソース（水及びエネルギーを含む。）に関して、その調達段階から、又は材料の代替、保全、リサイクル、生産方法の変更、保守、施設プロセス等の実施を通じて、非効率的な使用を低減いただくことを期待します。

ビジネスインテグリティ

アトテックは、汚職、贈収賄、横領、詐欺等の行為を一切許容しません。これらの行為には、政府機関、公務員、顧客若しくはその他第三者との交渉又は取引に関して不当な影響を及ぼすために金品（金銭、ギフト、その他違法なインセンティブ等）を授受する行為が含まれます。

当社は、「責任ある調達を行う」ことを基本原則としており、各サプライヤーとの提携を通じて、当社サプライチェーンにおけるサプライヤーの持続性の実績を構築したいと考えています。サプライヤーの皆様には、準拠法令のほか、国際的に認知された環境、社会及び企業統治に関する諸基準の遵守をお願いいたします。また、皆様の調達先及び下請先にもこれらの基準を実施いただけるよう、最善の努力をお願いします。

当社は、サプライチェーン全体を通じて、利益相反を排除し、競争制限的ビジネス手法、知的財産の尊重と保護、会社データと個人データ、輸出管理、経済制裁等に関する諸法令を含む各種準拠法令に基づいて誠実かつ倫理に則った企業活動を推進します。

当社は、取引パートナー及び提携パートナーを、個人的利益の介入しない客観的かつ透明性の高い基準に基づいて選定します。当社は、パートナーの誠実性及び信頼性を重視すると共に、法的義務に基づく検査（制裁リストのスクリーニング等）を併せて実施します。当社の取引パートナー及び提携パートナーには、関係法令上の要件と義務付けられた規則の遵守をお願いします。

報告義務と報復の禁止

アトテックのコンプライアンス相談窓口（CAL）は、独立系のレポートサービス会社が運営する報告サービスです。当社の規範、規程、手順又は法律の違反に関して疑問や申立事項がある場合は電話又はウェブ経由でいつでも CAL に連絡いただくことができます。

報告の提出は内密で行うことができるほか、希望により、匿名での提出も可能です。

オンラインでの報告:

www.atotech.com/speakup

電話での報告:

中国 400 120 3148

ドイツ 0800 182 3246

他の地域の電話番号は[こちら](#)から確認できます。

E-メールでの報告:

Compliance@atotech.com

アトテック規程集

この「サプライヤー行動規範」は、アトテックの他の規程、原則及び実施基準と密接に関係します。各位には、これらの規程等を直接閲覧してその内容を理解していただきたいと思います。アトテックの規程集は以下のサイトで閲覧できます。

<https://www.atotech.com/responsibility/compliance/>

アトテックの「行動規範」

アトテックの「紛争鉱石規程」

アトテックの「現代の奴隷制度と人身売買の根絶」

Atotech
Group
ErasmusstraÙ
e20 10553
Berlin –
Germany
+ 49 30 349 85 0
info@atotech.com



上記内容を確認し、承諾しました。

会社名

氏名及び役職

署名日及び署名